



# Graduate School of Law

SHIMANE UNIVERSITY 2012

---

**島根大学法科大学院**

山陰法科大学院

地域性、国際性を備えた法曹の養成を目指します。

PHOTO

法務研究科長  
藤田 達朗

島根大学大学院法務研究科は、通称「山陰法科大学院」とも呼び、文字通り島根・鳥取両県を中心とする山陰の地理的、文化的な特徴に深く根差した高度専門職業人である法曹を養成するために、両県の住民、自治体、経済界、弁護士会、司法・行政書士会等、各界の期待を担って設置されました。設置理念である地域性と国際性を備えた法曹の養成は、山陰が置かれた東アジア・環太平洋地域における国際取引等の実績を踏まえた、開かれた人材の育成に特徴があります。宍道湖・中海を望む汽水「環境と人間社会との共生」を展望し現代的要請に応えることのできる法律専門家を養成する少人数制の法科大学院を目指しています。

C O N T E N T S

- 教育理念・目的 ..... 3
- カリキュラムの概要と特徴 ..... 4
- 教育目標達成のための階層的教育 ..... 6
- 在学生・修了生からのメッセージ ..... 8
- 学生支援 ..... 11
- 教員紹介 ..... 12
- 施設紹介 ..... 14
- 入試概要・修了生の進路 ..... 15

# 教育理念・目的



山陰法科大学院は、地域社会の法化の進展に寄与すると共に、いわゆる国際化の時代にも対応できる、高度の法的思考力と知識を有する、専門的ジェネラリストとしての法曹を養成することを基本的理念とします。ここにいう「専門的ジェネラリストとしての法曹」とは、優れた法的知性(法的な理解力・思考力・分析力・予測力・順応力・判断力等のバランスの取れた能力)を備え、人間的魅力に富み、ライフワークとして山陰をはじめとする地域社会の法化に尽力していく法曹を意味します。そのような法曹を養成するために、「プロセスとしての法曹養成」の核となる法科大学院の教育という認識に基づき、高度で多様な専門知識の修得のみの教育ではなく、法曹として生涯役立つ法的知性の基礎をつくる教育、さらには地元への定着を図り、即戦力として現実の紛争に敢然と立ち向かい解決への道筋を立てる意欲と熱意を持たせる教育を目指します。

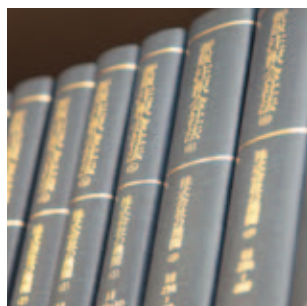
上記のような教育理念・目的に従い養成すべき法曹像は次のように考えます。

## 地域社会に深く根ざした法曹

地方・地域の実情を知り住民の心の機微にふれ人間関係を大切にすると共に、時代の方向性を展望し、あらゆる問題・紛争を深く理解・把握して法的に処理しうる基礎的能力のある専門的ジェネラリストとしての「地域社会に深く根ざした」法曹を養成します。

## 国際社会の発展に貢献できる法曹

国際化の時代といわれる今日において、いわゆる地域は全国・全世界との関わりなくして成り立ち得ないことは言うまでもありません。山陰法科大学院は、そのような観点と地域的特性を考慮して、東アジア・環太平洋地域を中心とした国際社会における法的諸関係の発展に貢献しうる法曹を養成します。



## カリキュラムの 基本的な考え方と 科目構成

本研究科のカリキュラムは、①法律基本科目である公法、民事法、刑事法の体系的・理論的理解、②実務において解決を迫られる問題への実践的取組み方法の修得、③先端応用領域における法的問題解決方法の修得を三本柱としています。この三本柱に属する各分野の授業科目を学ぶことにより、地域の法曹としてあらゆる地域課題に積極的に取り組むことのできる法曹（その意味でジェネラリスト）を、地元弁護士会などと手を携えて養成していくこと目指しています。

また、本研究科では、特に現代の地域社会における法的諸問題を適切に解決できる人材養成のために、次のような「実務性」「現代性」「倫理性」を重視した法曹教育を行っています。

### 実務性

法律基本科目のうち公法総合Iなどの「総合科目」においては、具体的事例を教材として用い、原則として研究者教員と実務家教員が共同で授業を担当することにより、「理論と実務を架橋した授業」を行います。さらに、島根・鳥取両県を中心とした地元での「エクスターンシップ」や「リーガルクリニック」等の現場実習教育により、「実務への架橋」の仕上げとしています。

### 現代性

山陰をはじめとする地方・地域においては、経済、医療、福祉、環境等様々な領域で法的な問題解決が求められている課題が増えている一方で、現代の科学技術の急速な発展に伴って法的解決が必要な新たな問題が地域に生じています。これらの地域課題に積極的に取り組むことのできる法曹の養成という観点から、「地域と法」「環境法」「家族と法」「高齢者・障害者問題」等を中心とした地域関連科目を開講しています。

### 倫理性

実務上の個々の紛争解決においては、人と人とのつながりが鍵となることから、人的信頼関係を確立できるリーガル・プロフェッショナルとしての職業倫理観の醸成が重要です。そのため、「法曹倫理」を必修科目とするほか、選択必修科目の「リーガルクリニック」や「ローヤリング」等の授業により、職業倫理の醸成という観点に基づいた教育を行っています。

（全体の科目構成については、7頁のカリキュラム一覧を参照してください。）

## 授業形態と 階層的教育

本研究科では、地域社会の人々が法曹に期待している役割を積極的に果たすことのできる人材を養成するために、高い人権感覚と職業倫理観を持ち（法曹に必要とされるマインド）、適切に地域課題に取り組むことのできる法的専門知識・技能（法曹に必要とされるスキル）を合わせ持った法曹を養成することを目的としています（地域に精通し、地域で活躍する法曹の養成）。その目的を実現するために、基本的にソクラテスメソッドによる双方向・多方向の授業形態を通して、法曹に必要とされるスキルとマインドを徹底的に鍛え上げるという教育方法を採用しています。

もちろん、特に社会人・法学未修者に対しては、一定の学習段階に応じて、徐々にそのような授業形態に慣れていく必要があるため、1年次の法律基本科目の授業形態は講義方式を基本とし、必要に応じて対話方式を採り入れた授業を行うなど、基礎的な学習から応用・実践的な学習へとスムーズに3年間の学習ができるようカリキュラムの工夫をしています（6頁の「教育目標達成のための階層的教育」を参照してください。）。

## 標準修業年限と 履修免除試験

標準修学年限は、法曹に必要とされるスキルとマインドを徹底的に鍛え上げ、「地域に精通し、地域で活躍する法曹」の養成という教育目標に照らし、原則として3年間としています。

ただし、合格発表後、希望者に対して、1年次配当科目（30単位相当分）につき履修免除試験を実施し、全科目合格者については、その1年次配当科目分について履修を免除し、2年次からの履修を認め、在学期間が1年短縮されます。詳しくは、合格発表後に送付される入学手続書類等をご覧ください。

## 修了要件

本研究科の修了要件は、所定の授業科目の中から97単位以上を修得し、かつ、その授業科目のGPA（科目平均評価点）が1.50以上あることです。

修了要件をこのように定めている理由は、プロセスとしての法曹養成の中核となる法科大学院の特殊性を考えると、単にギリギリの点数で一定単位を修得するだけで修了できるとするのは妥当ではなく、一定の単位取得と共に一定水準以上の成績評価を受けることを修了の要件とすることが望ましいと考えたためです。

## 地元弁護士会による 学習・教育支援

本研究科では、その設置以来、実務教育やエクスターンシップでの学生の受け入れなど様々な面で島根・鳥取両県弁護士会による学習・教育支援の体制を整えています。2009年度からは法務アカデミックアドバイザー制度を設け、両県弁護士会に所属する若手弁護士（もちろん新司法試験に合格した先輩弁護士もいます。）にアドバイザーとして学生の日常的な学習指導や相談などを行っていただくなど、きめ細かな学習・教育支援を行っています。

## 社会人・法学未修者を 配慮した教育体制

新司法試験に合格した本研究科の修了生の多くが社会人と法学未修者です。すでに地元山陰で弁護士として活躍している修了生もいます。

本研究科では、社会人・法学未修者が入学後の授業にできるだけ早くスムーズに取り組んでいけるよう、若手弁護士の参加も得て、入学前に「法学入門講座」という合宿研修を開催し、法律学の学び方や法学全体についての基礎知識を体系的に身につけていただく機会を設けています。また、4月からの授業開始に先立ち、導入教育期間を設け、法のシステムや裁判制度の基本的な仕組み、法の役割・機能、法的思考方法の特徴やそれに必要とされる能力などについて学習することにしています。

公法、民事法、刑事法の各法分野の基本的な法概念、制度、法理論等を体系的に理解し、基礎的な法的思考力（考える力）を身に付けていき、講義形式を中心とした法律基本科目から演習形式の総合科目への積み上げ方式の学習がスムーズに行われるようにするため、「公法入門」、「民事法入門」、「刑事法入門」、「民事法の基礎」の入門科目を設けており、社会人・法学未修者を配慮したカリキュラムになっています。

## 地域と手を携えた 法曹養成教育

「地域に精通し、地域で活躍する法曹」の養成を本研究科の教育目標としていますが、その実現に向け、本研究科では地域と手を携えた法曹養成教育を行っています。以下に、その取り組みのいくつかを紹介します。

### ①地域での実地授業を取り入れた授業科目「地域と法」

この授業科目は、山陰の地域社会において生起する様々な法的問題を取り上げ講義すると同時に、山陰地域の関係諸機関等の協力の下で行う実地授業を通して、学生自らの問題意識を形成し、より具体的な問題状況を掘り起こし、その解決に向けての法的思考と法的アプローチを以って対処する基礎的な力を修得することを目的とし、「地域と手を携えた法曹養成教育」のひとつの取り組みとして行っています。

### ②島根・鳥取両県弁護士会と手と携えた授業科目「エクスターンシップ」

この授業科目は、島根・鳥取両県弁護士会の協力を得て、学生が地元の法律事務所において法律実務の実際を体験することにより実務感覚を養うとともに、現実の弁護士等の働き振りを直接観察することにより、将来自らが法曹となることの意義を自覚させ、法科大学院における教育効果の向上を図ることを目的としています。そして、この授業科目を通して、本研究科の教育理念を実現するために、地元弁護士会と手を携えたきめ細かい法曹養成教育を行っています。

### ③島根県消費者センターと手を携えた法曹養成教育

また、本研究科では、毎年、島根県消費者センターの委託事業として県下各地において「消費者のための法教育と巡回法律相談」を行い、リーガル・クリニックの受講生を中心に学生たちをこの事業に参加させています。そのことを通して、地域の生の法律問題に触れさせ、学生の基本的な法的知識の確認と修得、そして勉強意欲（法曹へのモチベーション）を高める教育を島根県消費者センターと手を携えて行っています。

これらの「地域と手を携えた法曹養成教育」または授業に積極的に参加してきた修了生の何人かは、現在、地元で法曹として活躍し始めており、その成果が着実に現れてきています。

## 日弁連法務研究財団による 認証評価で「適合」の評価

以上に紹介した本研究科の教育実績は、2008年度下期に実施された日弁連法務研究財団による認証評価において「適合」の評価を受けています。

# 教育目標達成のための階層的教育

		教育目標	主な教育内容
入学前・入学時		<p>■<b>入学前の指導</b> 社会人・法学未修者が入学後の授業にできるだけ早くスムーズに取り組んでいけるよう入学前の学習指導を行う。</p> <p>■<b>入学時の指導</b> 法学未修者が十分に科目履修・単位取得でき、法曹資格を取得できる道筋が明確に分かるようにするとともに、法律専門科目の履修を円滑に進めるためのリテラシー（基礎学習能力）を獲得する。</p>	<p>■<b>「法学入門講座」の開催</b> 入学前に「法学入門講座」を開催し、法律学の学び方や法学全体についての基礎知識を体系的に身につける。</p> <p>■<b>入学ガイダンス</b> ガイダンスによる本学の教育目標・理念、履修方法、授業方法（双方向型授業など）、学習方法、学習指導体制、成績評価の基本的な考え方等について説明する。</p> <p>■<b>法律専門科目初修者に配慮したカリキュラムの導入</b> 「法情報調査」（1単位）の前半の一部を先行開講することにより、法的思考方法の基本を教授し、法律学の導入授業を行うことによって、入学後本格的に開始される専門的な各教育科目の履修を円滑にする。</p>
	1 前期・後期	<p>■<b>法律基本科目中心の学習</b> 社会人・法律の基本的知識を確固としたものにし、基本的法律知識を体系的理論的に理解、修得する。</p> <p>■<b>学生の学習インセンティブを高める</b> 法曹に不可欠な自主的学習インセンティブと本格的に開始される法曹教育に対する学生のインセンティブを高めていく。</p>	<p>■<b>法律基本科目の履修と学習指導</b> 「公法入門」（前期）、「民事法入門」（前期）、「刑事法入門」（前期）、「民事法の基礎」（後期）を受講することにより、講義形式を中心とした法律基本科目から演習形式の総合科目への積み上げ方式の学習がスムーズに行われるようにするため、各法分野の基本的な法概念、制度、法理論等を体系的に理解し、基礎的な法的思考力（考える力）を身に付ける。そして、公法、民事法、刑事法のベーシックな法律理解から応用・実践的理解へのプログレッシブな教育をきめ細かな学習指導を通して行う。</p> <p>■<b>学習インセンティブと問題意識を喚起させる科目の履修</b> 「地域と法」などの科目を1年次配当科目にすることにより、山陰地域の社会問題につき学生の問題意識を喚起させるとともに、法曹養成に向けた学生の学習インセンティブを高めていく。</p>
2 前期・後期	<p>■<b>法律応用・実務科目の展開</b> 基本的法律知識の体系的理論的理解と基礎学習能力を確固なものとし、法律応用・実務科目へと少しずつ展開していく。</p>	<p>■<b>法律実務基礎科目・展開先端（総合的応用）科目の履修開始へ</b> 憲法などの基本的な各法分野の基礎的理解をさらに強固なものにしつつ、公法総合Iなどの総合科目の履修を通して、理論と実務を架橋した法律の応用と展開へと入っていき、さらには労働法などの展開・先端科目の学習を始める。また、地域に根ざした法曹養成のために、エクスターンシップ、リーガル・クリニック、ローヤリングなどの実践的な実務基礎科目をこの段階から履修していく。</p>	
3 前期・後期	<p>■<b>より実践的な法律理解へ</b> 法的紛争の事後的処理に不可欠な法律基本科目の履修を基礎に、実体法から手続法及び執行段階までのプロセスを念頭に置き、具体的ケースを素材にして法的知識と法的技能を実践的にさらに深める。</p> <p>■<b>展開・先端分野の実践的理解へ</b> 法曹に必要な高度な知識と専門的実践能力を修得する。</p>	<p>■<b>より実践的な法律理解と実務能力の鍛錬</b> 法律実務総合演習や訴訟実務、模擬裁判などの授業により、民刑事事件に関する実践的処理技術等を修得して、法曹に不可欠な実践的実務能力を徹底的に高めていく。</p> <p>■<b>展開・先端法律分野の実践的能力の修得</b> 法科大学院の理念である「地域に深く根ざした法曹」として地域から求められている先端法律分野の高度な専門知識と実践的な法的技能を、国際取引法などの展開・先端科目の本格的履修により修得する。</p>	

## 〈カリキュラム一覧〉

	1 年 次	2 年 次	3 年 次
法律基本科目群 (入門科目)	●公法入門(2)		
	●民法入門(2)		
	●刑事入門(2)		
	▲民法の基礎(2)		
法律基本科目群	●公法Ⅰ(2)	●公法Ⅲ(2)	●公法総合Ⅱ(2)
	●公法Ⅱ(2)	●公法総合Ⅰ(2)	●民法総合Ⅲ(2)
	●民法Ⅰ〔総則及び契約法〕(4)	●民法Ⅴ〔担保物権法〕(2)	●民法総合Ⅳ(2)
	●民法Ⅱ〔不法行為法〕(2)	●民法Ⅵ〔家族法〕(2)	
	●民法Ⅲ〔債権総論〕(2)	●商法Ⅰ(2)	
	●民法Ⅳ〔物権法〕(2)	●商法Ⅱ(2)	
	●民事訴訟法(4)	●民法総合Ⅰ(2)	
	●刑法Ⅰ(2)	●民法総合Ⅱ(2)	
	●刑事訴訟法(4)	●刑法Ⅱ(4)	
		●刑事訴訟総合Ⅰ(2)	
		●刑事訴訟総合Ⅱ(2)	
	実務基礎科目群	●法情報調査(1)	●法曹倫理(2)
			●刑事訴訟実務の基礎(2)
			●法律実務総合演習(2)
		■ローリング(2)	
		■リーガルクリニックa又はb(2)*	
		■エクスターンシップa又はb(2)*	
基礎法学・隣接科目群	■地域と法(2)		■民事模擬裁判(2)
	■法理学(2)		
	■法史学(2)		
		■英米法(2)	
		■EU法(2)	
		■パブリック・マネジメント(2)	
		■金融経済論Ⅰ(2)	
		■金融経済論Ⅱ(2)	
		■国際取引法(2)	
		■東アジアの法事情(2)	
展開・先端科目群A		■比較契約法(2)	
		■家族と法(2)	
		■高齢者・障害者問題(2)	
		■刑事学(2)	
展開・先端科目群B		■国際私法(2)	
		■韓国の法事情(2)	
		■国際法(2)	
		■国際人権法(2)	
		■環境法(2)	
		■地方自治法(2)	
		■労働法(4)	
		■経済法(4)	
		■租税法(2)	
		■倒産法(4)	
	▲特殊講義(2)		

- ：必修科目
- ：選択必修科目
- ▲：選択自由科目

※( )内数字は単位数

### 〈修了要件〉

以下の①～⑦を満たした上で、合計97単位以上を履修し、かつ履修全科目のGPAが1.50点以上であることを要する。

- ①「法律基本科目群」及び「実務基礎科目群」の必修科目合計71単位は必ず履修しなければならない。
- ②選択必修科目は、合計24単位以上を履修しなければならない。
- ③「実務基礎科目群」の選択必修科目は4単位以上を履修しなければならない。  
※「リーガルクリニック」及び「エクスターンシップ」はa(2年次)又はb(3年次)のいずれかを履修。
- ④「基礎法学・隣接科目群」の選択必修科目は6単位以上を履修しなければならない。
- ⑤「展開・先端科目群A」(地域・国際関連科目)の選択必修科目は6単位以上を履修しなければならない。
- ⑥展開・先端科目群Bの選択必修科目は8単位以上を履修しなければならない。
- ⑦特殊講義については、4単位まで課程修了に必要な単位数に含めることができる。なお、特殊講義の科目群及び配当年次は、講義内容に応じて、開講科目毎に指定する。

## 地域法律 相談センター

山陰法科大学院には、「地域法律相談センター」が平成17年4月に設置されています。この地域法律相談センターは、島根県と鳥取県の住民の皆様からの法律相談に実務家教員(弁護士)が応じるだけでなく、法科大学院の学生が参加することによって、相談者とのコミュニケーションの方法を実体験させるために設置されたものです。

法律相談は、相談者の同意と了解を得て、法科大学院の学生が陪席し、実務家教員(弁護士)がこれに応じることで行われます。

この相談事例を素材に、リーガルクリニックの授業を弁護士の実務家教員が担当し、地域において現実に起こっている法律問題を学生に実感させるだけでなく、地域における法曹(弁護士、裁判官、検察官など)の役割を実践的に体得する教育をしています。このことを通して、将来、地域社会に法律家として貢献するための能力と感覚が実践的に身についていくようになってきています。

法律相談は島根大学松江キャンパスの法科大学院施設で定期的に行っています。また、山陰法科大学院では、大学内での法律相談だけでなく、積極的に島根県、鳥取県内の広汎な地域の住民の相談を受けるために、巡回無料法律相談も実施しています。平成22年度は、島根県安来市、斐川町、東出雲町で学生も参加し、法律相談を実施しました。

PHOTO

PHOTO

平成21年度入学

## 地域の市民が気軽に相談できる弁護士を目指して

地域の市民が気軽に相談できる弁護士、これが私の将来像です。将来の仕事の基盤作りと良好な学習・生活環境を求めて、定員が少なく、弁護士過疎といわれる山陰で唯一の島大法科大学院を選びました。

私には今大切にしたいことが2つあります。ひとつは、綿密な予習です。速いペースで進む法科大学院の授業の質と成果は、私たち学生自身の前向きな取組みがあって初めて維持できると思うからです。もうひとつは、「考える」ことです。何が問題になっているのか、なぜそれが問題になるのか、どのような解決を図るべきなのかという点について、広く深く考える力は将来の法曹にとって不可欠の資質だからです。

島大法科大学院は上記の2つを実現できる環境に恵まれています。例えば、授業に必要な資料が事前に配布されるので、私たち学生は「考える」予習に集中でき、毎日の勉強や授業が効率的にできるのです。また、少人数なので先生方と学生との距離が近いことも、良好な学習環境創りに一役買っています。

このような恵まれた環境で勉強できることに感謝しつつ、3年間の勉学に励みたいと思います。

PHOTO

平成21年度入学

## 大家族のような心地良さの中で学べる充実した環境

私は関西の大学の法学部を卒業後、故郷の山陰に戻り本学に入学しました。学部時代の講義では数百人に囲まれ、質問一つするにも私には大変な勇気が要り、疑問点がおざなりになりがちでした。

ところが本学では、先生方との距離が非常に近いのです。もちろん最大限の自学が前提ではありますが、先生方は私たちの疑問に熱意をもってお応えくださいます。浮かんだ疑問をその日のうちに解消できる充実感が、翌日への活力となる好循環があります。本学に入学して本当に良かったと感じます。

そして私の同期入学生はごく少数の18名です。団結して目標に向かうひたむきな雰囲気、大家族のような心地良さは、言い尽くせません。独り黙々と机に向かうことが苦手で、周囲に左右されやすい私にとって、最高の仲間です。何より社会人・家庭人・学生として私より遥かに経験豊かな彼らとの討論は、発見の連続です。学びの場から一歩離れても、彼らとの交流が、私を刺激し、癒し、奮い立たせてくれます。

また、事務掛の方々の心遣いには驚きました。些細な問合せにも、丁寧に応じて下さいます。個人的な要望にもかかわらず、参加し損ねた講演会のDVDを作って下さったこともあります。

幾重もの心強い支えのおかげで、学習に没頭する日々です。入学から新司法試験の受験までの時間は、きっと長いようで短いでしょう。この充実した環境で努力を続け、必ず結実させようと、仲間たちと誓い合っています。

PHOTO

## 将来の法曹活動を見据えた学習

私は、この文章を書いている時点で、入学して丁度1か月を過ごしたところです。旧司法試験に7度も失敗し、不安に満ちたまま学生生活をスタートしました。

しかし、今はこの学校に来て良かったと思っています。私がこの山陰法科大学院について現時点で最も強く感じているのは、この学校は、少人数であることの強みを最大限に生かしている、ということです。講義形式・演習形式のどちらにおいても、双方向で議論を重ねる、という法曹養成にとって最重要とも言える要素に重点が置かれて授業が組み立てられており、独学が基本だった私にとって、非常に魅力的なものです。自学自習により習得した知識が生かされる、または習得したつもりになっていただけだと気付かされる、どちらも今後の学習に生きるもので、学習意欲の向上にもつながっています。環境面において、大規模校より小規模校の方が必ずしも優れている、というわけではありませんし、山陰法科大学院が最高の大学院だ、と言うつもりもありません。ただ、学習環境が良好である、ということは間違いないと思います。皆さんも一度見に来てみて下さい。あれ、学校の宣伝になっちゃいましたね。何はともあれ、しっかり学習し、将来の法曹活動の基盤や指針を作れる様な、充実した3年間を過ごしていきたいです。



平成22年度入学

## 恵まれた環境で法曹を目指して

私は大学卒業後、地元の山陰に戻って独学で旧司法試験の受験を続けていました。一人で勉強を続けることは思っていた以上に大変で、モチベーションの維持もさることながら、わからないところが出てきたときに相談相手を見つけるのが難しい、また使える資料も限られているという状況は、かなりフラストレーションが溜まるものでした。解答に辿りつくまでに大回りをしてしまうことも多々あり、非常に効率の悪い時間の使い方をしていたと思います。

しかし本学に入学してから状況は一変しました。壁にぶつかったときにはいつでも相談できる先生や仲間、私たちが勉強に専念できるように心を砕いて下さる事務掛の方、24時間使用できる自習室や参照しやすい資料など、司法試験に合格するために必要な環境が整えられています。

もちろん環境が良ければ合格できるというわけではなく、自分自身がいかに努力するかが最も重要なことではあります。ですが全身全霊で努力するための場を与えられるというのは本当にありがたいことです。活用できるものはフルに活用し、弛まぬ努力を上乘せして、司法試験の合格を目指していきたいと思っています。



平成23年度入学

## 山陰法科大学院の学習環境について

この文章を読まれている方の多くは、山陰法科大学院に興味を持った方もしくは山陰法科大学院入学を希望している方だと思います。そこで、皆さんにとって最も気になるであろう本学の学習環境について書かせていただきます。

まず、少人数であることから先生方に質問しやすく、そして、質問をすれば、どの先生も熱心にかつ丁寧に教えてくださいます。このような点は少人数教育が実施されている大学院ならではの利点だと思います。次に、施設については、24時間利用可能な自習席が院生一人一人に用意されています。自習席は院生研究室というところにあるのですが、たいへん静かであり勉強するのに最適な環境といえます。また、院生研究室から歩いて10秒程の場所に、4000冊をこえる法律関係図書が所蔵されている部屋があり必要な書籍をすぐに見つけることができます。

最後に、以上のように本学の学習環境について簡単に紹介させてもらったのですが、これが少しでもこの文章を読まれている方の参考になればと思っています。



平成23年度入学

PHOTO

平成18年度修了  
弁護士(島根県弁護士会)

## 山陰法科大学院の魅力 — 地域に根ざした法曹を志す方

本法科大学院の魅力は、まず、少人数制であるため、教員の方々・院生同士の距離が近く、アットホームな雰囲気があることです。振り返ってみると、様々な交流が良い影響を与えてくれました。

大学の設備としては、24時間利用できる研究室は非常に役に立ちます。私は、授業の合間や放課後、休日とほぼ毎日のように利用しました。

そして、大学のある松江市は、宍道湖や松江城など風情のある景色が広がる美しい街であり、落ち着いた環境でじっくり勉強することができます。

地域社会に根ざした法曹に興味のある方は、ぜひ来てください!

PHOTO

平成18年度修了  
弁護士(島根県弁護士会)

## 学習環境を活用し、知識の研鑽を

学生のみなさんにとってロースクールでの学習環境は関心事だと思います。

学習環境といってもいろいろありますが、一番大事なのは自学自習したことの誤りや不足を確かめる環境だと思います。

そのやり方はいろいろとありますが、一番良いのは自分の知識を第三者に見てもらふことだと思います。そのためには人と議論をすることがよいと思います。

島根大学は小規模校ですので、学生間はもとより教師との距離もとても近く、授業の内外を問わず学生や教員と議論しやすい環境にあります。

島根大学で学ぶ皆さんには是非この環境を活用してもらい、自分の知識を磨いていてもらいたいと思います。

PHOTO

平成18年度修了  
弁護士(島根県弁護士会)

## B法律事務所にて

B (ボス弁) : 島大の法科大学院で教えてほしいって頼まれているんだけど、どんなロースクールなのかな。

L (山陰法科大学院出身の新人イソ弁) : えーと、地域社会に深く根ざした法曹、国際社会の発展に貢献できる法曹の養成を…。

B : いやいや、そんなことじゃなくてね、院生の学習態度やらレベルやら、ホームページなんかからは読み取れないようなこと。

L : あ、そういうことですか。当たり前ですけど、院生は寝る間も惜しんで勉強していますよ。学習進度はまちまちで、既修者並みの精鋭が未修者を引っ張るって感じですかね。

B : 教えがいがありそうだ。ところで、教員の姿勢はどうだい。

L : 研究者、実務家の先生とも教育熱心です。講義内容はもちろん、教材もよく練られています。市販のものより詳しくて、実務で使えるのもあるくらいです。

B : 教員も真剣勝負ということか。カリキュラムはしっかりしているのかな。

L : 在学時には分かりませんでしたけど、基本科目、総合科目、実務科目が絶妙につながっていました。1年次の疑問は2年次に解消され、2年次の疑問は3年次に解消されるという科目配置でしたよ。

B : さすがは新司法試験合格率100%を達成した唯一の法科大学院だ。でも地方小規模校の現状は厳しいだろう。

L : 合格者数が少ないのは痛いですね。巻返しのためには、山陰両県の弁護士会、特にロースクールを修了した弁護士のバックアップが欠かせないと思います。ぼく自身、若手弁護士の先頭に立って母校を守り立てていくつもりです。

B : ずいぶん熱が入っているね。事務所の仕事もその調子で頼むよ。

## 成績優秀者の 入学料及び授業料の 特別免除制度

入学成績が優秀な方については、入学料の全額、入学年度から3年間の授業料の年額を免除されることがあります(ただし、2年次以降については、別に定める基準により成績が優秀と認められた場合に、該当年次分の授業料が免除されます)。

### 免除の対象者

#### ①山陰地域枠 (3名程度)

島根県又は鳥取県のいずれかの高等学校卒業生、大学卒業生又は大学院修了者、島根県又は鳥取県のいずれかの中学校を卒業した者で高等学校卒業程度認定試験(廃止前の大学入学資格検定試験を含む)に合格した者

#### ②一般枠 (2名程度)

山陰地域枠に該当する者以外の者

## 入学料免除制度

次の免除の基準の一つに該当する方については、本人の申請に基づき、選考のうえ、入学料の全額又は半額を免除されることがあります。

### 免除の基準

①経済的理由により支払期限までに入学料の支払いが困難であり、かつ学業優秀と認められる者

②入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により入学料の支払いが著しく困難な者

## 授業料免除制度

授業料の支払いが困難であると認められる方については、本人の申請に基づき、選考のうえ、支払うべき授業料の全額又は半額を免除されることがあります。

### 免除の基準

①経済的理由により授業料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

②入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により授業料の支払いが著しく困難な者

## 奨学金制度

### 【日本学生支援機構奨学金】

日本学生支援機構は、学業、人物ともに優秀であり、かつ健康であって、学資の負担が困難な者に対して、選考のうえ、奨学生に採用し奨学金を貸与します。

### 奨学金には、次の2種類があります

#### ●第一種奨学金(無利子)

貸与月額は50,000円または88,000円です。

#### ●第二種奨学金(有利子)

貸与月額は50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円の5種類から選択できます。

(150,000円を選択した場合、40,000円または70,000円の増額融資を受けることができます。)

## その他

山陰合同銀行は、「島根大学大学院法務研究科奨学ローン」を設けています。  
〈山陰合同銀行島大前支店：TEL0852-24-6850〉

# 教 員 紹 介 (専任教員)

## 研究者教員

PHOTO

教 授

藤田 達朗

ふじた たつろう

公法入門、公法Ⅰ、公法Ⅱ、  
公法総合Ⅱ

PHOTO

教 授

磯村 篤範

いそむら あつのり

公法Ⅲ、公法総合Ⅰ、地域と法

PHOTO

教 授

野村 泰弘

のむら やすひろ

民法入門、民法Ⅱ、民法Ⅳ  
民事法総合Ⅲ

PHOTO

准教授

玉樹 智文

たまき ともふみ

民法入門、民法Ⅰ、民法Ⅲ、  
民事法総合Ⅰ

PHOTO

教 授

松本 浩平

まつもと こうへい

民法入門、民法Ⅴ、民法Ⅵ、  
民事法総合Ⅲ

PHOTO

講 師

張 洋介

はり ようすけ

民法入門

PHOTO

特任准教授

洪 濟植

ホン ジェシク

民法の基礎、商法Ⅰ、商法Ⅱ、  
民事法総合Ⅱ

PHOTO

教 授

朝田 良作

あさだ りょうさく

民法の基礎、経済法、地域と法

PHOTO

教 授

鈴木 隆

すずき たかし

労働法、高齢者・障害者問題

PHOTO

教 授

林 弘正

はやし ひろまさ

刑事法入門、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、  
刑事法総合Ⅰ

PHOTO

## 実務家教員

PHOTO

教授  
**大野 敏之**  
おおの としゆき

公法総合Ⅰ、公法総合Ⅱ、  
法律実務総合演習、  
リーガルクリニック

PHOTO

教授  
**熱田 雅夫**  
あつた まさお

民法の基礎、民事訴訟法、民法総合Ⅳ、  
法律実務総合演習、  
リーガルクリニック

PHOTO

特任教授  
**大賀 良一**  
おおが りょういち

民法総合Ⅰ、民法総合Ⅳ、  
法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、  
法律実務総合演習、地域と法

PHOTO

教授  
**岡崎由美子**  
おかざき ゆみこ

法律実務総合演習、  
ローヤリング、民刑事模擬裁判、  
家族と法、地域と法

PHOTO

特任准教授  
**青戸 理成**  
あおと まさなり

民法総合Ⅱ、法律実務総合演習、  
倒産法

PHOTO

教授  
**グラディング・リチャード**  
Gladding, Richard

国際取引法、比較契約法、  
英米法、EU法

PHOTO

教授  
**國弘 正樹**  
くにひろ まさき

法情報調査、刑事訴訟法、  
刑事法総合Ⅱ、法律実務総合演習、  
エクスターンシップ、民刑事模擬裁判、地域と法

PHOTO

教授  
**桑野雄一郎**  
くわの ゆういちろう

刑事法総合Ⅰ、刑事法総合Ⅱ、  
刑事訴訟実務の基礎、法律実務総合演習、  
民刑事模擬裁判、知的財産法

## 兼担・兼任教員

### 〈兼任教員〉

伊藤 光雄  
●担当科目／金融経済論  
●現 職／本学法文学部教授

居石 正和  
●担当科目／法史学  
●現 職／本学法文学部教授

### 〈兼任教員〉

鈴木 賢  
●担当科目／東アジアの法事情  
●現 職／北海道大学法科大学院教授

鄭 鍾休  
●担当科目／韓国の法事情  
●現 職／韓国・全南大学校法学専門大学院教授

宇佐見大司  
●担当科目／環境法  
●現 職／名城大学大学院法務研究科教授

江森史麻子  
●担当科目／知的財産法  
●現 職／駒澤大学法科大学院准教授

出口 耕自  
●担当科目／国際私法  
●現 職／上智大学法学部教授

佐々木允臣  
●担当科目／法理学  
●現 職／島根大学名誉教授

牧田 幸人  
●担当科目／国際法  
●現 職／島根大学名誉教授

吾郷 眞一  
●担当科目／国際人権法  
●現 職／九州大学法学研究院教授

米川 収  
●担当科目／租税法  
●現 職／米川收税理士事務所所長

小野 達也  
●担当科目／パブリック・マネジメント  
●現 職／鳥取大学地域学部教授

平松 弘光  
●担当科目／地方自治法  
●現 職／島根県立大学総合政策学部教授

村井のり子  
●担当科目／法情報調査  
●現 職／國學院大学ローライブラリアン

藤井 康子  
●担当科目／法情報調査  
●現 職／大宮法科大学院大学図書課長

三宅 孝之  
●担当科目／刑事学  
●現 職／本学副学長（理事）

PHOTO

## ■法学資料室 (平日10:00~17:00)

約12,200冊の法律関係図書、300タイトルの法律分野の和洋雑誌(購読中止になっているものを含む)が所蔵されています。資料室横の学生スペースでは、パソコンが設置されていますので、蔵書検索や判例検索などに利用できます。また、資料等のコピーもできるようになっています。本の貸出も可能です。

### 利用できる主なデータベース

- TKC法律情報データベース(ローライブラリー)  
[学外からでも利用可能]  
(総合判例検索、速報判例解説、法学検定試験データベース、商事法務、NBL、法律時報、法学セミナーなど収録)
- 第一法規法情報総合データベース(判例体系/法律判例文献情報)
- LLi統合型法律情報システム  
(最高裁判所判例解説/ジュリスト/判例タイムズ/金融法務事情/金融・商事判例/労働判例/判例百選・重要判例解説など収録)

PHOTO



## ■法廷教室

## ■院生研究室

一人一人に個別の自習席(24時間利用可能)を用意しています。また、情報コンセントが各席についていますので、個人所有のパソコンまたは貸与パソコンを使い、ネットワークに接続することで判例検索等しながら勉強を進めることができます。また、個人用ロッカーも備えてあります。

PHOTO

## ■総合情報処理センター

平日/8:30~21:30  
※授業期間外は18:15まで

PHOTO

## ■第1セミナー室・第2セミナー室(院生図書室)

第2セミナー室では、4,200冊の法律関係図書と主要雑誌が所蔵され、24時間利用可能です。また、本の貸出については1人1冊まで期間は1日となっています。セミナー室は、自主ゼミや自習にも使えます。

## ■島根大学附属図書館

平日/8:30~21:30  
土日祝/10:00~17:30  
※通常



## アドミッション・ポリシー

「地域社会に深く根ざした法曹」「国際社会の発展に貢献できる法曹」など当法科大学院の教育理念に共鳴し、法曹になる強い意思と意欲、そしてその素養を持った者を選抜します。また、公平性・開放性・多様性の観点から、法律系学部・学科出身者だけでなく、社会人・他学部出身者を幅広く受け入れるように配慮しています。

## 募集人員

### 法曹養成専攻 20名

法律系学部・学科出身者は、社会人等に該当しない限り、一般選抜対象者となります。社会人、国際的な活躍が期待できる者、他学部出身者等は、特別選抜対象者となります。両者を合わせて20名程度をめどに募集します。

## 適性試験について

適性試験管理委員会が実施する「法科大学院全国統一適性試験」を受験する必要があります。

## 選考方法について

適性試験の成績、大学成績証明書、取得資格・活動等報告書、志望理由書等を提出していただき、小論文試験と面接試験を実施し、それらの成績を総合的に判断して合格者を決定します。社会人・他学部出身者等の多様な人材(特別選抜対象者)を積極的に受け入れるという観点から、適性試験を重視する配点Aと提出書類等の評価を重視する配点Bとの2つの配点方法を採用し、特別選抜対象者については配点Aと配点Bとのいずれか高い方の得点で合否判定をすることとしています。一般選抜対象者については、配点Aの得点のみで合否判定することになります(詳しくは募集要項を参照してください)。

## 入学者の状況

入学年度	入学者数	法律系学部	非法律系学部
平成19年度	30 (17)	18	12
平成20年度	30 (14)	12	18
平成21年度	18 (10)	12	6
平成22年度	11 ( 6)	8	3
平成23年度	10 ( 3)	8	2

※( )内は社会人入学者

## 修了生の進路

### ■修了生の状況

修了年度	修了者数
平成18年度	28
平成19年度	18
平成20年度	15
平成21年度	15
平成22年度	18

### ■修了生の状況

弁護士、検察官、法務局職員  
鳥取県職員、兵庫県職員、広島市職員など

# 静かな たたずまいの 松江

島根大学のある松江市は  
豊かな自然に恵まれた歴史ある城下町です。

日本の面影と形容されるこの街は

小泉八雲、芥川龍之介、島崎藤村、志賀直哉など、  
日本を代表する文豪たちに愛されてきました。

松江城の近くには小泉八雲が暮らした旧居があり  
お城の北にある遊歩道は「ヘルンの小径」と呼ばれ  
当時の風情をいまに伝えていきます。

また、松江市は、著名な法学者である

梅 謙次郎、恒藤 恭の

生まれ育ったところでもあります。

ふと、筆を止めて窓の外に目をやれば

緑深い庭を風がわたっていく。

心地よい風に誘われていつもの散策に出る。

小径を通り、趣のある街並みを抜けて、

やがて夕日を求めて宍道湖湖畔へと……

日本人の心が愛してやまない佳きものたちが

そこかしこに息づく静かな街。

彼らの知的な日常を癒してくれたこの街で

法曹としての基礎を身につけるため

じっくりと学業に取り組んでみませんか。



堀川遊覧



宍道湖の夕日



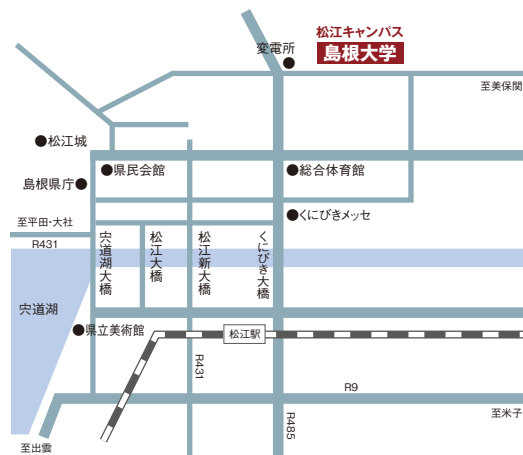
松江城



塩見縄手の水燈路



ホーランエンヤ



## 飛行機

東京	→ 出雲空港	1時間20分
東京	→ 米子空港	1時間15分
大阪	→ 出雲空港	1時間 5分
福岡	→ 出雲空港	1時間15分

## J R

東京	→ 松江	5時間40分
大阪	→ 松江	3時間20分
福岡	→ 松江	4時間10分
岡山	→ 松江	2時間20分

## バス

大阪	→ 松江	4時間
岡山	→ 松江	3時間
広島	→ 松江	3時間30分
福岡	→ 松江	9時間

## 島根大学法科大学院

〒690-8504 島根県松江市西川津町1060 TEL: 0852-32-9835

E-Mail: houka-in@jn.shimane-u.ac.jp